

褥瘡対策指針

医療法人社団シャローム シャローム病院（以下当院）における褥瘡対策を確立し、質の高い医療看護を提供するために本指針を定めています。

1. 総則

- ① 褥瘡予防 ②褥瘡早期発見早期治療 ③皮膚科専門医による加療、指示 ④多職種連携
- 1-1) 当院患者さんに対し、褥瘡発生のリスク検討を行います。
 - 1-2) 褥瘡発生予防に必要なケア、指導を行います。
 - 1-3) 迅速に皮膚科専門医の診察、加療を開始し、定期的加療を継続します。
 - 1-4) 多職種にて病状変化発見に努め、発生時及び増悪時には、褥瘡有病者を全身的に捉え、情報を共有し早期改善治癒に努めます。
 - 1-5) 医療機器による皮膚損傷（MDRPU）の予防、早期発見に努め、発生時及び増悪時には、有病者を全身的に捉え、情報を共有し早期改善治癒に努めます。

2. 褥瘡対策の為の委員会に関する事項

- 2-1) 当院内褥瘡対策を推進するために院内褥瘡対策委員会を設置します。
- 2-2) 委員会は下記メンバーにより構成します。
皮膚科医師、病棟看護師長、病棟担当看護師、管理栄養士
薬局長、理学療法士 院長が認めた者
- 2-3) 本委員会は月1回定例開催をしています。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催します。

3. 当院内褥瘡対策に関する職員研修について

- 3-1) 院内褥瘡発生予防と褥瘡治療に関して全ての職員が役割を理解し、実践できるよう努めます。
- 3-2) 院内院外の研修会が実施される際には積極的な受講に努めます。

4. 医療従事者と患者さんとの間の情報の共有に関する事項

本指針は院内、HPに掲示するとともに患者さん及びご家族から閲覧要求があった場合、これに応じるものとします。

5. 更なる褥瘡対策推進のために必要な方針

- 5-1) 褥瘡対策委員会のメンバーは褥瘡対策委員会において、褥瘡に対する新たな企画立案をし、提言に努めます。